

上天草市企業連携型地域おこし協力隊受入事業者募集要項

この公募は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。

企業連携型地域おこし協力隊の候補者の決定及び受入企業との契約並びに予算の執行については、令和7年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

1 趣旨

(1) 目的

本市では、「地域おこし協力隊」(総務省、平成21年度創設)を活用し、平成25年度から多くの地域課題解決に向け地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を導入し、様々な分野で取組を行っている。

本市においては、これまで24人の協力隊員を任用しているところであるが、任期終了後の定住率が54.5%となっており、全国の65%、熊本県の73.7%と比較すると低調となっている。この低調となっている主な課題としては、任期終了後の生業の創出となっており、この課題解決に向けて、市が委嘱する協力隊員を社員等として受け入れ、生業に結び付ける企業連携型地域おこし協力隊(以下「企業連携型協力隊員」という。)を令和7年度から導入することとしている。

この企業連携型協力隊員の導入に向け、本要項にて受け入れる事業者を募集し選定するものである。

(2) 地域おこし協力隊制度の概要

協力隊員は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が委嘱する。協力隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。

なお、「地域協力活動」とは様々な考え方があるが、あくまでも受入事業者自身の人材不足の補填や企業利益のための事業への従事ではなく、地域住民と連携し、地域の課題解決に直接的に資する事業であることを前提とする。

(3) 受入事業者募集の概要

企業連携型協力隊員の受入れを希望する事業者(以下「受入希望事業者」という。)は、以下の個別説明会等への参加を必須とする。

ア 企画政策課による個別説明会(1時間程度)

受入希望事業者と応募してくる企業連携型協力隊員とのミスマッチを防ぐため、応募に当たっては、希望する業務内容と地域おこし協力隊制度及び本事業

の趣旨に沿っているか、上天草市企画政策部企画政策課（以下「所管課」という。）及び所管課が委嘱している協力隊員の「地域おこしコーディネーター」により、記「3（2）」に掲げる応募書類の事前確認を行う。応募書類提出に当たって、受入希望事業者は、この事前確認を受けた上で提出すること。

※提出期限：令和7年1月16日(木)午後5時まで（必着）

なお、個別説明会の参加に当たっては、受入希望事業者の代表者及び事業責任者兩名の参加を必須とする。ただし、代表者と事業責任者が同一の場合は1名で可とする。

イ 「企業連携型地域おこし協力隊受入事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」（45分程度）

当該審査会は、受入希望事業者ごとに実施する。審査会には、受入希望事業者の事業責任者及び協力隊管理責任者兩名の参加を必須とする。

審査会は事前に提出された応募書類を基にプレゼンテーションの実施による審査を行う。

なお、当日の資料の追加は認めない。

2 受入れを希望する事業者の応募資格

次の全ての項目に該当する事業者を応募の対象とする。

- (1) 「1（3）ア」に記載する所管課が開催する個別説明会を受けていること。
- (2) 本市に事務所・事業所等を置く法人（届出・登記必須）又は住所を本市に置く個人事業主であること。
- (3) 企業連携型協力隊員の業務は、事業者の新たな取組、新規性を持った事業であり、事業者にとって事業拡大等の挑戦に必要な人材とすること。よって、事業者の既存事業を運営するための補充人材、その主たる業務を事業者の内部管理業務としないこと。【新たな取組の将来性】【新たな取組の実現可能性】
- (4) 取組内容が本市の課題解決や地域発展（上天草市の経済活動の活性化、雇用創出、次世代の起業家育成、生活環境の向上等）への貢献や地域住民と連携した地域課題解決に資する事業であること。【社会性】
- (5) 企業連携型協力隊員が、任期中及び任期終了後も希望すれば上天草市内で居住、働き続けられるよう責任を持つこと。
- (6) 企業連携型協力隊員導入時から3年後までに、人件費負担をした上で営業利益が黒字となる事業計画が立てられており、そこに向けての実現可能性を上げる支援体制、計画が立てられていること。（隊員の任期終了時に人件費の負担を理由として雇用しないということが無いようにすること。）【収益性】
- (7) 雇用形態にかかわらず、事業者と企業連携型協力隊員の間におけるパワーハラスメント防止等の適切な体制を講じていること。
- (8) 企業連携型協力隊員の活動内容に関して責任を持つ協力隊管理責任者を市内に常駐する形で配置し、その担当者は所管課からの問合せに迅速に対応できること。
- (9) 国及び市の地域おこし協力隊推進に係る要綱に納得の上、活動を行うことが

できるもの。

- (10) 市税等の滞納がないこと。
- (11) 公序良俗に反する若しくはそのおそれがある事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業など）に該当しないこと。
- (12) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと。
- (13) 企画書に掲げる事業に関して、法令等違反処分を受けていないこと。
- (14) 個人事業主又は法人の役員が、暴力団等反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと（反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。）。
- (15) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えているものでないこと。
- (16) 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。

※上記に関する証明書、誓約書等の提出を求める場合がある。

※申請書の内容について、暴力団排除のため関係する官公庁へ照会する場合がある。

3 応募

(1) 募集から契約締結までのスケジュール

項 目	日付・期間	備 考
募集要項公開 受入事業者募集開始	令和6年12月26日(木)	市ホームページへ掲載
企画政策課による個別説明会 (必須)	令和6年12月26日(木) ～令和7年1月16日(木)	日程調整は、0964-26-5539(直通)まで
応募書類提出締切 (※)上記ヒアリングを受けた上で提出	令和7年1月16日(木) 午後5時まで(必着)	メール、郵送又は持参
受入事業者選定審査会 (プレゼンテーション)	令和7年1月21日(火) 午後実施予定	大矢野庁舎書庫棟 1階会議室(予定)
審査結果通知	令和7年1月22日(水)	メール又は郵送
企業連携型協力隊員募集に係る 受入企業との打合せ	令和7年1月23日(木)～ 1月30日(水)	日程は後日調整
企業連携型協力隊員募集開始	令和7年2月4日(火)	市ホームページほか 募集サイト等へ掲載
企業連携型協力隊員の 応募書類提出締切	令和7年3月3日(月) 午後5時まで(必着)	メール、郵送又は持参 ※提出先は企業
企業連携型協力隊員面接	企業側で設定・実施	受入企業により実施
受入企業から選考結果を市へ 報告	令和7年3月12日(水)	採用候補者の資料一式を 市へ提出
市で協力隊員任用判断	令和7年3月13日(木)	

市から企業・応募者へ通知	令和7年3月14日(金)	メール
契約締結(市→受入企業) 委嘱状交付(市→隊員) 雇用契約(企業→協力隊員)	3月議会終了後から令和7年3月31日(月)までに	

(2) 応募書類

ア 配布期間

令和6年12月26日(木)から令和7年1月16日(木)まで
(閉庁日を除く。)

イ 書類の配布

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。※1

ウ 提出書類

書 類	法人	個人事業主
① 企業連携型地域おこし協力隊 受け入れ事業者応募申請企画書(様式1) ※1	○	○
② 今後5年間の損益計算書	○	○
③ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し	○	
④ 定款又はそれに準ずる規約等	○	
⑤ 損益計算書(直近3年間分)	○	
⑥ 貸借対照表(直近3年間分)	○	
⑦ 青色申告書(写):直近3年間分 ・所得税青色申告決算書 ・確定申告書(B)		○
⑧ プレゼンテーション資料 ※2様式は任意	△	△

※2プレゼンテーション資料は、審査会当日に使用する資料がある場合は、事前に提出すること。

様式1のみで説明する場合は提出不要。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和7年1月16日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先

記「10」の問い合わせ先

ウ 提出方法

電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※件名は、「企業連携型地域おこし協力隊受け入れ事業者募集申請企画書事業者名」とすること。

なお、提出された申請書等は、審査会の資料として利用し、返却しない。

4 申請に当たっての同意事項

受入希望事業者は、次の（１）～（６）に記載する内容に同意の上、応募すること。

（１） 企業連携型の仕組み（受入事業者・企業連携型協力隊員・市）の関係

ア 市が、企業連携型協力隊員を委嘱します。

イ 市と受入事業者は、企業連携型協力隊員の雇用等に係る委託契約を締結します。

ウ 受入事業者と企業連携型協力隊員は雇用契約締結します。

（２） 企画の変更

受入希望事業者審査会後又は企業連携型協力隊員の着任後に、応募の際に提出していた「企業連携型地域おこし協力隊受入事業者応募申請企画書」の内容を変更しようとする場合には、事前に所定の様式による実施計画変更届（様式２）を所管課に提出し、承認を受ける必要がある。

（３） 実績報告等

受入希望事業者は、企業連携型協力隊員の任期中の活動状況を、同隊員の日報を用いて確認するとともに、協力隊管理責任者による定期的面談（１回/月程度）及び事業の進捗確認（１回/週程度）を行うものとする。また、４半期に１度は所管課と協議を行い、事業報告書を提出するものとする。

（４） 市の研修等への協力隊員の参加

本市で委嘱している協力隊員及び当該隊員の担当者については、所管課主導のもと、各協力隊員の担当部署の枠を超えて任期中及び任期終了後に向けた各種フォローアップ研修等を年に数回実施している。受入希望事業者は、雇用中の企業連携型協力隊員及び協力隊管理責任者のこの研修への参加について配慮すること。

（５） 委託料の支払

委託契約金額は、年額 5,200,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、所管課が指定する時期に必要な応じて概算払いにより支払いを行う。

また、協力隊員への支払については、報償費（320 万円）及び活動経費（年額 200 万円）として 5,200,000 円以内となるよう内訳を設定し、報償費については、毎月支払うこと。

なお、委託料については、国の特別交付税の対象となっていることから、通常の委託契約等とは異なり、全額協力隊員へ支給することが条件（企業の取り分はない）となっているため注意すること。

（６） 審査通過の取消し

申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、報告書等による報告内容に不適切な内容があった場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると所管課が認めた場合には、受入事業者にあつては、契約の取消し、企業連携型協力隊員については、委嘱を取り消し、既に当該取消しに係る部分に対する費用が交付されているときは、期限を付して全部又は一部の返還を命じる。

5 審査方法

(1) 書類審査

提出書類の不備・応募資格を満たしているか等を所管課で確認を行う。

(2) プレゼンテーション

提出された書類の内容について、審査会においてプレゼンテーションを行うこと。

ア 日時 令和7年1月21日(火) (午後実施予定)

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎書庫棟1階会議室

※ プレゼンテーションは、受入希望事業者の事業責任者及び協力隊管理責任者両名の参加を必須とする。

※ 開始時間等の詳細については、追って個別に連絡する。

ウ 提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーションは実施する。

エ プレゼンテーションの留意事項

(ア) プレゼンテーションに要する経費は、全て提案者の負担とする。

(イ) プレゼンテーションの時間は、受入希望事業者による説明を20分とし、質疑応答を15分とする。

(ウ) プレゼンテーションを欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由に関わらず、辞退したものとみなす。

(エ) プレゼンテーション時に使用できる資料は、応募書類提出時に提出された資料のみとする。当日の資料の追加又は変更は認めない。

(オ) プレゼンテーション時に参加できる者は、3人以内とする。

(カ) スライド等を投影する場合は、あらかじめ所管課に申し出ること。
なお、説明に使用するパソコンは受入希望事業者にて準備すること。

6 評価基準項目及び評価基準

(1) 応募資格

「2 応募資格」を満たしているか。

(2) 新たな取組の将来性

適切な市場分析を通してターゲットとなる顧客のニーズを的確にとらえることができているか。また、その顧客ニーズに十分応えるだけの商品またはサービスの検討がされているか。

(3) 新たな取組の実現可能性

事業計画がしっかりと立てられており、それに沿った事業遂行が可能となっているか。また、それを実現するための企業連携型協力隊員の支援体制が確実に確保されているか。

(4) 収益性

申請時より3年後までに、人件費負担をした上で、営業利益が黒字となるだけの収益性があるか。また、将来的に協力隊制度を頼らずに、事業として自走していくことが可能となる見込みがあるか。

(5) 社会性

活動が本市の課題解決や地域発展（上天草市の経済活動の活性化又は雇用創出、次世代の起業家育成、生活環境の向上等）に貢献する見込みがあるか。また、地域住民と連携した地域課題解決に資する事業であるか。

(6) その他

自社の事業だけでなく、本市全域を対象とした市への独自提案（受入希望事業者が実施する事業に限らない。）がなされているか。

7 審査結果の通知

審査結果については、審査会終了後、全受入希望事業者に電子メール又は郵送にて通知する。

なお、契約予定事業者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、問合せにも応じないものとする。

8 地域おこし協力隊員の選定

(1) 審査の結果、契約予定事業者となった者は、受け入れる企業連携型協力隊員とのミスマッチを防ぐため、企業において面接（オンラインも可）を実施し、企業連携型協力隊員の候補者を1名選定し主管課に報告するものとする。なお、面接する際には、代表者又は事業責任者及び管理責任者を含む2名以上で実施すること。

(2) 面接により選定した企業連携型協力隊員の候補者に対し、所管課において再度面接を行い、地域おこし協力隊員として適当と認められた場合、契約予定事業者及び企業連携型協力隊員の候補者へ結果を通知する。

9 契約手続

審査の結果、契約予定事業者となった者については、所管課と事業内容の詳細について協議の上、契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続の協議を行うこととする。

10 問い合わせ先

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514

上天草市役所 企画政策部企画政策課 地方創生係

電話：0964-26-5539（直通）

電子メール：kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を

「_atmark_」と表示しているため、電子メールで送信する際には、「@」に変更すること。